

# 株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

高周波熱錬株式会社

代表取締役社長 溝 口 茂

## 第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号  
オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項
    - 報告事項 1. 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（ご案内）株主総会終了後、同会場において経営報告会および株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

## 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）午後 5 時 45 分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

#### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横 800×縦 600 ドット (SVGA) 以上であること。  
イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
- (b). PDF ファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®および Adobe® Reader®は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社 NTT ドコモ、EZweb は KDDI 株式会社、Yahoo! は米国 Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日  
休日を除く)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 一般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀によるデフレ脱却策を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。消費増税の反動の長期化や急激な円安に伴う輸入品の価格上昇などが顕在化し、依然として先行き不透明な状況が継続しております。また、世界経済は、米国を中心に比較的堅調に推移しているものの、中国を含む新興国の景気動向は予断を許さない状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、第12次中期経営計画「Global Challenge 30」に掲げた、成長戦略の遂行と基盤づくり、グローバル事業の展開、人財の確保と育成等の経営課題に取り組み、経営体質の強化、企業価値のさらなる向上を図ってまいりました。

しかし、主として、建設業界および建設機械業界からの受注の減少が当社グループの業績に影響を与えました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、468億95百万円（前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は、30億1百万円（前連結会計年度比18.6%減）、経常利益は、36億20百万円（前連結会計年度比18.6%減）、当期純利益は、21億5百万円（前連結会計年度比28.4%減）となりました。

## ② 事業別概況

### <製品事業部関連事業>

当社主力製品である建設関連製品の販売量は、主として建設コストの高騰によって着工件数が伸び悩んだことなどにより、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

一方、高強度ばね鋼線（ITW）の販売量は、顧客からの受注が比較的堅調に推移しており、前連結会計年度と比較し増加いたしました。また、 Netzlen・チェコ有限会社は、当連結会計年度よりITWの製造販売を開始しております。

この結果、当該事業の売上高は、234 億 43 百万円（前連結会計年度比 0.4%減）、営業利益は、14 億 66 百万円（前連結会計年度比 25.1%減）となりました。

### <IH事業部関連事業>

熱処理受託加工関連の売上高は、前連結会計年度と比較し増加いたしました。が、建設機械部品関連および誘導加熱装置関連の売上高は、建設機械業界からの受注の回復が遅れていること、中国での受注が低迷したことにより減少いたしました。また、自動車部品関連の売上高は、中国での販売量が増加したものの、国内の販売量が減少したことにより、前連結会計年度並みとなりました。

なお、PT. Netzlen・インドネシアは、当連結会計年度より、メンテナンスサービス事業および熱処理受託加工事業を開始しております。

この結果、当該事業の売上高は、233 億 24 百万円（前連結会計年度比 0.0%減）、営業利益は、14 億 77 百万円（前連結会計年度比 11.7%減）となりました。

### <その他>

当該事業は、不動産賃貸事業等であります。

当社保有の賃貸物件については、小規模ではありますが安定的に業績に寄与しております。

この結果、当該事業の売上高は、1 億26百万円（前連結会計年度比6.0%減）、営業利益は、56百万円（前連結会計年比2.5%増）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、32億32百万円となりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

製品事業部関連事業では、国内においては、増産対応および合理化投資を中心に実施しております。また、海外においては、当連結会計年度から操業を開始した Netzlen・チェコ有限会社の生産設備の整備を実施しております。

当該事業における設備投資額は、8億83百万円となりました。

IH事業部関連事業では、国内においては、増産対応および合理化投資とともに、前連結会計年度から操業を開始した当社茨城工場の生産設備の整備を実施しております。また、海外においては、当連結会計年度から操業を開始した PT. Netzlen・インドネシアの工場建設および生産設備の整備を実施しております。

当該事業における設備投資額は、22億26百万円となりました。

その他は、主として研究開発に係るものであります。当該事業における設備投資額は、1億15百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、新規子会社の設立や新工場の建設など大規模な投資が必要な場合は、外部からの資金調達を含め対応しております。

なお、当連結会計年度においては、設備投資に係る重要な借入れはありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、今後とも厳しいものと認識しております。

当社グループとしては、このような状況のもとでも以下の課題に取り組んでいくことにより、企業価値の向上を目指してまいりたいと存じます。

- ① 顧客ニーズに合った新商品の開発と市場投入までのスピードを速め、売上額を増加させること。

- ② 電気料金の値上げに対応して、必要な設備投資を含め省エネを推進し、業績に与える影響を最少限度に留めること。
- ③ 震災復興や大型プロジェクトに関する需要に的確に対応し、安定した品質の製品をタイムリーに市場に提供していくこと。
- ④ グローバル展開を推進していくための戦略を構築するとともに、技術を高め、必要人財の確保と育成を急ぐこと。また、管理体制を強化することによって、新規海外事業のスムーズな立ち上げと早期の連結業績への貢献とともに、海外事業特有のリスクの見える化とその対策に役立てること。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高	44,635百万円	44,728百万円	46,997百万円	46,895百万円
営 業 利 益	4,207百万円	3,826百万円	3,686百万円	3,001百万円
経 常 利 益	4,470百万円	4,361百万円	4,449百万円	3,620百万円
当 期 純 利 益	2,363百万円	2,422百万円	2,939百万円	2,105百万円
1株当たり当期純利益	55円43銭	56円83銭	68円96銭	49円41銭
総 資 産	66,785百万円	70,583百万円	78,374百万円	81,828百万円
純 資 産	51,311百万円	55,376百万円	61,658百万円	66,176百万円
1株当たり純資産額	1,134円81銭	1,209円91銭	1,325円53銭	1,411円70銭

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 Netzlen・竜ヶ崎	40百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlen・ヒートトリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlenハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社 Netzlen小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
Netzlen・ユー・エス・エーInc.	16百万米ドル	100.0%	合弁会社の管理およびメンテナンスサービス事業
Netzlen アメリカ コーポレーション	19百万米ドル	57.9% (57.9%)	高強度ばね鋼線の製造販売
塩城高周波熱錬有限公司	83百万中国元	50.0%	誘導加熱装置、自動車部品等の製造販売および金属熱処理加工
上海中煉線材有限公司	152百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱錬有限公司	25百万中国元	60.0%	金属熱処理加工
高周波熱錬(中国)軸承有限公司	195百万中国元	100.0%	建設機械部品の製造販売
Netzlen・チェコ有限会社	400百万チェコ コルナ	90.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
PT. Netzlen・インドネシア	42,694百万イン ドネシアルピア	90.0%	メンテナンスサービス 事業および金属熱処理 加工

(注) 1. 議決権比率の( )内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。  
2. 株式会社 Netzlen・竜ヶ崎は、平成27年3月31日開催の株主総会において、解散の決議を行っております。

### ③ その他

該当事項はありません。

## (7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線等の製造販売
I H事業部関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置・自動車部品・建設機械部品等の製造販売

## (8) 企業集団の主要拠点等

### ① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	IH事業部 茨城工場	茨城県ひたちなか市
IH事業部 寒川工場	神奈川県高座郡寒川町	〃 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 刈谷工場	愛知県刈谷市	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 可児工場	岐阜県可児市	〃 赤穂工場	兵庫県赤穂市
〃 岡山工場	岡山県総社市	〃 いわき工場	福島県いわき市
〃 尼崎工場	兵庫県尼崎市	研究開発センター	神奈川県平塚市
〃 神戸工場	兵庫県神戸市北区		

### ② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省大豊市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	高周波熱煉(中国)軸承有限公司	中国山東省済寧市
上海中煉線材有限公司	中国上海市	ネツレン・チェコ有限公司	チェコ共和国ウスティ州ザテツ市

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,312名	+10名	一歳	一年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
752名	+4名	36.3歳	12.9年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,339百万円
株式会社三井住友銀行	799百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,713,930株

(3) 株 主 数 3,728名

### (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	3,101	7.3
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	2,288	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,818	4.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,565	3.7
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,432	3.4
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,171	2.7
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	975	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.1
N T N 株 式 会 社	836	2.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	826	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式2,091千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)の持株数は、信託業務に係るものであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	溝 口 茂	営業本部・製品技術本部管掌 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン・チェコ有限公司代表取締役社長 高周波熱錬（中国）軸承有限公司董事長
専務取締役 (代表取締役)	川 崎 一博	経営全般・知的財産・技術協力・品質保証担 当、研究開発センター管掌、品質保証本部長
常務取締役	中尾 安幸	IH事業部長 〔重要な兼職の状況〕 広州豊東熱錬有限公司董事長
常務取締役	元木 信二郎	製品事業部長、TQM推進本部長 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン アメリカ コーポレーション代表 取締役社長
取 締 役	合屋 純一	IH事業部加工部長、IH事業部熱処理教育セン ター長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締 役社長
取 締 役	大宮 克己	設備担当、IH事業部電機部長、調達本部長 〔重要な兼職の状況〕 PT.ネツレン・インドネシア代表取締役社長
取 締 役	安川 知克	安全衛生・環境担当、管理本部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・名南代表取締役社長
取 締 役	村田 哲之	IH事業部営業部長、営業本部副部長
取 締 役	寺浦 康子	〔重要な兼職の状況〕 エンデバー法律事務所 パートナー弁護士
監査役（常勤）	稲垣 均	
監 査 役	浦部 善和	
監 査 役	吉 峯 寛	

(注) 1. 取締役寺浦康子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 監査役浦部善和氏および監査役吉峯寛氏の両氏は、社外監査役であります。

3. 平成27年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
取締役社長 (代表取締役)	溝 口 茂	製品技術本部管掌、営業本部長
専務取締役 (代表取締役)	川 崎 一 博	経営全般・知的財産・技術協力担当、研究開発センター管掌
常務取締役	中 尾 安 幸	品質保証本部長、メキシコ新規事業推進・品質保証担当、製品事業部管掌
常務取締役	元 木 信 二 郎	IH事業部長
取 締 役	合 屋 純 一	IH事業部副事業部長、IH事業部熱処理教育センター長、TQM推進本部長
取 締 役	大 宮 克 己	設備担当、製品事業部長、調達本部長
取 締 役	村 田 哲 之	営業本部副本部長、IH事業部営業部長

4. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
福原 哲一	平成26年6月26日	任期満了	取締役社長（代表取締役） 営業本部・製品技術本部管掌
齊藤 誠	平成26年6月26日	任期満了	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人齊藤法律事務所 代表者社員

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	222百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (4名)	249百万円 (20百万円)



### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼務の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役寺浦康子氏は、エンデバー法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ・監査役吉峯寛氏は、公益財団法人三菱経済研究所の副理事長であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	寺浦 康子	当期に開催された取締役会のうち、任期中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。
監査役	浦部 善和	当期に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、主に他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。
監査役	吉峯 寛	当期に開催された取締役会15回のうちの14回に出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、主に他社における経営者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

井上監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

##### (3) 非監査業務の内容

当社は井上監査法人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達における特別措置法第17条第1項の規定に基づく、賦課金に係る特例の認定申請の確認書面に関する業務の対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり定めております。

##### (1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ネットレングループ経営理念」、「ネットレングループ企業行動倫理基準」、「CSR基本規程」および「コンプライアンス規程」等の経営理念、倫理・行動基準、会社規程等に従い、当社および当社グループの役員・従業員等は、法令および定款等の会社規程を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。
- ② 当社は、当社グループの役員・従業員等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めることとする。また、当

社グループは「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を常設することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。

- ③ 当社および当社グループの役員・従業員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切の関わりを持たないこととする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 法令および会社規程に従い、取締役はその職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役は、会社規程の定めに基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

## (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係る当社グループ全体のリスク管理については、「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」を定め、管理本部企画管理部および安全衛生・環境対策室が組織横断的にリスク状況の監視および全社的対応を行う。また、内部監査室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて、取締役会またはコンプライアンス委員会等に報告することとする。
- ② 「危機管理規程」を定め、危機（重大な不測の事態）が発生した場合の情報収集、報告方法および緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、地震、水害等の自然災害に対しては別途対応マニュアルを定めることとする。

## (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化するとともに、当社グループにこれに準拠した体制を構築させることとする。

- ② グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとにその進捗および経営状況を把握し、グループ全体の重点経営目標を定めることとする。
  - ③ 取締役会は原則月1回以上開催するとともに、月1回以上役付取締役、社外取締役および常勤監査役の出席による常務会を開催することにより、経営上の重要な意思決定を機動的に行い、経営課題の早期解決を図ることとする。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、当該管理担当部門長は担当会社のコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の構築・整備を行うこととする。
  - ② 監査役、内部監査室、安全衛生・環境対策室およびコンプライアンス委員会は関係会社を定期的に監査することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。
  - ③ 財務報告の信頼性確保については、「内部統制統括部」および「内部統制推進委員会」等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門長は関係会社の事業計画、経営状況、財務状況、その他重要な情報について、関係会社に報告を求めるとともに、年2回定期的にグループ会議を開催し、関係会社の代表者は経営内容等について報告することとする。
  - ② 不測の事態が発生した場合は、グループ会社は速やかに管理担当部門長に報告することとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 前号補助者の人事異動および人事評価については、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとする。
- ② 前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないこととする。

**(9) 取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制**

- ① 当社の役員・従業員等は、監査役に対して、速やかに、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告することとする。
- ② 監査役は、取締役会およびその他経営に関する重要な会議に出席し、審議事項がある時または求めに応じて、意見を述べるができるものとする。

**(10) 当社子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制**

- ① 当社グループの役員・従業員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ② 当社グループの内部通報制度の受付窓口であるコンプライアンス委員会事務局は、当社グループの役員・従業員等からの内部通報の状況について、適宜、当社監査役に対し報告するものとする。

**(11) 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員等に周知徹底することとする。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、管理本部企画管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役およびその他の取締役は、定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。
- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的にまた随時に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を求めることができるものとする。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、以下のとおり、「株式会社の支配に関する基本方針」を定めております。

### ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、熱処理技術を中核とし、常に新商品・新事業の開発を進めることにより、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げております。この理念に沿って、株主の皆様から経営についての負託を受けた当社取締役会は、当社の財務および事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点から経営戦略を立案・実行し、当社グループの競争力・収益力を向上させることにより、企業価値、ひいては、株主共同の利益の向上を目指すことが株主の皆様に対する責務であると考え、これを実行してまいりました。

他方、当社の財務および事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が現われた場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終判断は、株主の皆様委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株主の皆様が、買収提案者の提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。特に、当社株式の急激な大量買付け行為が行われ、株主の皆様には十分な情報も時間も与えられない状況下で判断を迫られるような場合には、適切な判断を行うことは極めて困難であることが予想されます。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報を相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう、合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務であると考えております。もとより、このようなルールは、取締役が自己の地位の維持を図るなど、取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければなりません。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、買収を行おうとする者が具体的買付け行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）の導入を決議いたしました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するため、必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすることを目的としており、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合、買収提案者の買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の発行（無償割当てを含む。以下同じ）の可否に関し、直接判断を下す仕組みを定めております。

適正ルールに基づく新株予約権の発行は、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②株主の皆様が新株予約権の発行に賛同した場合に限られます。

当社は、当該適正ルールを平成19年11月15日付「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の導入および新株予約権の発行登録に関するお知らせ」として公表しております。

#### ③ 上記取り組みについての取締役会の判断

適正ルールは、買収提案がなされた場合に対抗措置（新株予約権の発行）を発動するか否かを株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものです。

適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様にお任せすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図るものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

#### ④ 適正ルールの更新

適正ルールの有効期間は3年間となっております。期間満了に伴い、当社では、当社グループを取り巻く環境等を考慮した結果、適正ルールの継続が必要であるとの判断に至りました。

このため、平成25年11月5日開催の当社取締役会において、適正ルールの継続を決議し、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しております。

---

本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。



# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	34,770	流 動 負 債	12,015
現金及び預金	13,763	支払手形及び買掛金	5,006
受取手形及び売掛金	14,307	短期借入金	2,144
リース債権及びリース投資資産	32	リース債務	31
有価証券	190	未払法人税等	281
商品及び製品	958	繰延税金負債	1
仕掛品	1,305	賞与引当金	539
原材料及び貯蔵品	2,049	その他	4,010
繰延税金資産	416	固 定 負 債	3,636
その他	1,751	長期借入金	1,020
貸倒引当金	△4	リース債務	64
固 定 資 産	47,058	繰延税金負債	1,440
有形固定資産	31,880	退職給付に係る負債	901
建物及び構築物	9,693	その他	209
機械装置及び運搬具	10,874	負 債 合 計	15,652
土地	10,209	( 純 資 産 の 部 )	
リース資産	58	株 主 資 本	56,045
建設仮勘定	719	資 本 金	6,418
その他	325	資 本 剰 余 金	5,528
無形固定資産	990	利 益 剰 余 金	45,768
借地権	973	自 己 株 式	△1,670
リース資産	5	その他の包括利益累計額	4,123
その他	11	その他有価証券評価差額金	2,057
投資その他の資産	14,187	為替換算調整勘定	2,262
投資有価証券	13,892	退職給付に係る調整累計額	△196
長期貸付金	49	少 数 株 主 持 分	6,007
繰延税金資産	43		
その他	288	純 資 産 合 計	66,176
貸倒引当金	△85	負 債 及 び 純 資 産 合 計	81,828
資 産 合 計	81,828		

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,895
売上原価		37,465
売上総利益		9,429
販売費及び一般管理費		6,428
営業利益		3,001
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	134	
受取保険金及び配当金	71	
持分法による投資利益	347	
スクラップ売却益	80	
為替差益	77	
その他	57	799
営業外費用		
支払利息	68	
休止固定資産減価償却費	9	
開業費償却	81	
その他	20	180
経常利益		3,620
特別利益		
有形固定資産売却益	2	
受取保険金	44	
補助金収入	13	60
特別損失		
有形固定資産売却損	1	
有形固定資産除却損	50	
災害による損失	16	
特別退職金	25	
その他	0	94
税金等調整前当期純利益		3,586
法人税、住民税及び事業税	886	
法人税等調整額	179	1,066
少数株主損益調整前当期純利益		2,520
少数株主利益		414
当期純利益		2,105

## 添付書類(4)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	6,418	5,528	44,541	△1,669	54,818
会計方針の変更による 累積的影響額			△162		△162
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,418	5,528	44,379	△1,669	54,656
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△724		△724
当期純利益			2,105		2,105
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			8		8
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,389	△0	1,389
平成27年3月31日残高	6,418	5,528	45,768	△1,670	56,045

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成26年4月1日残高	1,020	924	△267	1,678	5,161	61,658
会計方針の変更による 累積的影響額						△162
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,020	924	△267	1,678	5,161	61,496
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△724
当期純利益						2,105
自己株式の取得						△0
連結範囲の変動						8
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	1,036	1,337	71	2,444	846	3,290
連結会計年度中の変動額合計	1,036	1,337	71	2,444	846	4,680
平成27年3月31日残高	2,057	2,262	△196	4,123	6,007	66,176

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 株式会社netzlen・ヒートトリート  
株式会社netzlen・竜ヶ崎  
株式会社netzlen小松  
netzlen・ユー・エス・エーInc.  
netzlen アメリカ コーポレーション  
上海中煉線材有限公司  
塩城高周波熱煉有限公司  
広州豊東熱煉有限公司  
高周波熱錬（中国）軸承有限公司  
netzlen・チェコ有限公司  
PT. netzlen・インドネシア

上記のうち、PT. netzlen・インドネシアについては、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

会社名 株式会社netzlen・名南

連結の範囲から除いた理由

株式会社netzlen・名南は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 7社

主要な会社等の名称 株式会社netzlen・名南  
株式会社netzlen・ヒラカタ  
高麗熱錬株式会社  
ユーエスチタCO., LTD.  
エヌティーケー精密アクスル株式会社  
天津豊東熱処理有限公司

上記のうち、天津豊東熱処理有限公司（持分25％）については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法を適用しております。

(2) 持分法適用手続に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社15社の決算日はすべて12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産

（リース資産を除く）……定額法

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常

の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債

の計上……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が251百万円増加し、利益剰余金が162百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、3.8円減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は、軽微であります。

## (表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「借地権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「借地権」は701百万円であります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	44,940百万円
----------------	-----------



## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	44,713,930株	—	—	44,713,930株
自己株式				
普通株式	2,091,687株	683株	—	2,092,370株

(注) 自己株式の増加683株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 2. 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	426百万円	10.0円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	298百万円	7.0円	平成26年 9月30日	平成26年 12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	298百万円	利益剰余金	7.0円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金は主に自己資金及び銀行借入でまかなっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び一時的な余資運用の債券等であり、定期的に時価を把握しております。

なお、デリバティブ取引は、社内規程に従い、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用することがありますが、投機的な取引では一切行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,763	13,763	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,307	14,307	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,172	8,172	—
(4) 支払手形及び買掛金	5,006	5,006	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額759百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,411円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円41銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(5)

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,396	流動負債	9,730
現金及び預金	9,446	支払手形	119
受取手形	3,405	買掛金	4,075
売上掛金	7,205	短期借入金	1,210
リース投資資産	32	1年内返済予定の長期借入金	400
商品及び製品	385	リース債務	25
仕掛品	969	未払金	1,927
原材料及び貯蔵品	665	未払費用	757
前払費用	88	未払法人税等	84
繰延税金資産	388	未払消費税等	373
短期貸付金	638	賞与引当金	491
未収入金	136	その他の負債	264
その他の引当金	34	固定負債	2,935
貸倒引当金	△0	長期借入金	1,000
固定資産	38,514	リース債務	54
有形固定資産	21,016	繰延税金負債	1,110
建物	5,074	退職給付引当金	562
構築物	369	その他の負債	209
機械及び装置	5,191	負債合計	12,666
車両運搬具	13	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	153	株主資本	47,291
土地	9,469	資本金	6,418
リース資産	48	資本剰余金	5,528
建設仮勘定	695	資本準備金	1,535
無形固定資産	5	その他資本剰余金	3,992
特許権	3	利益剰余金	37,014
施設利用権	2	利益準備金	945
電話加入権	0	その他利益剰余金	36,069
投資その他の資産	17,492	固定資産圧縮積立金	806
投資有価証券	8,431	特別償却準備金	8
関係会社株式	8,739	別途積立金	31,906
出資金	5	繰越利益剰余金	3,349
長期貸付金	253	自己株式	△1,670
長期前払費用	15	評価・換算差額等	1,952
その他の負債	201	その他有価証券評価差額金	1,952
貸倒引当金	△154	純資産合計	49,244
資産合計	61,910	負債及び純資産合計	61,910

添付書類(6)

## 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,543
売上原価		28,004
売上総利益		6,538
販売費及び一般管理費		5,029
営業利益		1,509
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,167	
その他	229	1,396
営業外費用		
支払利息	40	
その他	13	54
経常利益		2,851
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
受取保険金	13	13
特別損失		
有形固定資産売却損	1	
有形固定資産除却損	6	
その他	0	8
税引前当期純利益		2,856
法人税、住民税及び事業税	437	
法人税等調整額	74	512
当期純利益		2,344

## 添付書類(7)

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成26年4月1日残高	6,418	1,535	3,992	5,528	945	775	9	30,906	2,920	35,557	△1,669	45,834	
会計方針の変更による累積的影響額									△162	△162		△162	
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,418	1,535	3,992	5,528	945	775	9	30,906	2,758	35,395	△1,669	45,672	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当									△724	△724		△724	
当期純利益									2,344	2,344		2,344	
自己株式の取得											△0	△0	
固定資産圧縮積立金の取崩						△8			8	－		－	
特別償却準備金の取崩							△1		1	－		－	
別途積立金の積立								1,000	△1,000	－		－	
税率変更による積立金の調整額						39	0		△39	－		－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	30	△1	1,000	590	1,619	△0	1,618	
平成27年3月31日残高	6,418	1,535	3,992	5,528	945	806	8	31,906	3,349	37,014	△1,670	47,291	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成26年4月1日残高	948	948	46,783
会計方針の変更による 累積的影響額			△162
会計方針の変更を反映し た当期首残高	948	948	46,621
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△724
当期純利益			2,344
自己株式の取得			△0
固定資産圧縮積立金の 取崩			—
特別償却準備金の取崩			—
別途積立金の積立			—
税率変更による積立金の 調整額			—
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	1,004	1,004	1,004
事業年度中の変動額合計	1,004	1,004	2,622
平成27年3月31日残高	1,952	1,952	49,244

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産
    - （リース資産を除く）…定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
  - 無形固定資産
    - （リース資産を除く）…定額法
    - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」または「投資その他の資産（前払退職給付費用）」として計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が251百万円増加し、利益剰余金が162百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は、3.8円減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は、軽微であります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	38,711百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	842百万円
長期金銭債権	242百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	937百万円
4. 保証債務	
以下の会社の金融機関からの借入に対し保証を行っております。	
ネツレン アメリカ コーポレーション	296百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,334百万円
仕入高	3,321百万円
営業取引以外の取引高	1,152百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	2,091,207株	683株	－株	2,091,890株

(注) 自己株式の増加683株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	31百万円
有形固定資産	57百万円
無形固定資産	7百万円
投資有価証券	230百万円
貸倒引当金	24百万円
未払事業税	16百万円
賞与引当金	185百万円
退職給付引当金	379百万円
役員退職金未払金	2百万円
PCB処理関連損失	61百万円
減損損失	335百万円
その他有価証券評価差額金	144百万円
税額控除の翌期繰越分	85百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	1,628百万円
評価性引当額	△748百万円
繰延税金資産合計	879百万円
繰延税金負債	
特定資産買い換え	△384百万円
その他有価証券評価差額金	△1,138百万円
退職給付信託設定益	△73百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△1,601百万円
繰延税金資産の純額	△721百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17百万円減少し、法人税等調整額が17百万円、その他有価証券評価差額金が115百万円、それぞれ増加しております。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ネットレン・ヒートトリート	所有 直接100.0%	当社から外注委託 役員の兼任	資金の借入 利息の支払い	△800百万円 10百万円	短期借入金 -	500百万円 -百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の提供はありません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,155円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 54円99銭    |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

高周波熱錬株式会社  
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 佐藤 賢 治 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 映 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

高周波熱錬株式会社  
取締役会 御中

井上 監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 林 映男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

高周波熱錬株式会社 監査役会

常勤監査役 稲垣均 (印)  
社外監査役 浦部善和 (印)  
社外監査役 吉峯寛 (印)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、当社グループを取り巻く経営環境および財務の状況等を勘案のうえ、決定していくことを基本方針としております。

なお、原則として、「安定した配当」については、当面、年10円を下限とし、また、「業績に応じた利益配分」については、連結配当性向25%以上を目処としております。

上記方針を踏まえ、第104期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 298,354,280円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金14円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 議案の要領および変更の理由

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条（損害賠償責任の一部免除）の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。



(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役および社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める<u>金額</u>とする。</p>	<p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める<u>額</u>とする。</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了になります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者寺浦康子氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	みぞ ぐち しげる 溝口 茂 (昭和28年9月1日)	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 平成23年4月 当社常務取締役 平成25年4月 当社専務取締役 平成26年6月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役社長製 品技術本部管掌、営業 本部長 現在に至る	19,100株	なし
2	かわ きき かず ひろ 川崎 一博 (昭和25年6月5日)	昭和48年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社専務取締役 平成26年6月 当社代表取締役専務取 締役 平成27年4月 当社代表取締役専務取 締役経営全般・知的財 産・技術協力担当、研 究開発センター管掌 現在に至る	46,800株	なし
3	なか お やす ゆき 中尾 安幸 (昭和27年7月22日)	平成19年10月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社常務取締役品質保 証本部長、メキシコ新 規事業推進・品質保証 担当、製品事業部管掌 現在に至る  〔重要な兼職の状況〕 ネツレン・メキシコ、 S. A. de. C. V代表取締役 社長	12,400株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	もと き しん じろう 元 木 信二郎 (昭和29年7月9日)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成26年4月 当社常務取締役 平成27年4月 当社常務取締役IH事業部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 広州豊東熱煉有限公司 董事長、高周波熱煉 (中国) 軸承有限公司 董事長	28,400株	なし
5	ごう や じゅん いち 合 屋 純 一 (昭和30年12月28日)	昭和51年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役IH事業部副 事業部長、IH事業部熱 処理教育センター長、 TQM推進本部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒ ートトリート代表取締 役社長、PT. ネツレ ン・インドネシア代表 取締役社長	10,200株	なし
6	おお みや かつ み 大 宮 克 己 (昭和35年3月24日)	昭和58年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役設備担当、 製品事業部長、調達本 部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン アメリカ コーポレーション代表 取締役社長、ネツレ ン・チェコ有限会社代 表取締役社長	9,200株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
7	やす かわ とも かつ 安川 知 克 (昭和38年1月6日)	昭和61年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成26年6月 当社取締役安全衛生・ 環境担当、管理本部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・名 南代表取締役社長	12,100株	なし
8	むら た てつ じ 村 田 哲 之 (昭和34年12月29日)	昭和57年4月 当社入社 平成26年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役営業本部副 本部長、IH事業部営業 部長 現在に至る	1,900株	なし
9	てら うら やす こ 寺 浦 康 子 (昭和45年10月16日)	平成12年4月 弁護士登録（第一東京 弁護士会） 平成18年10月 アメリカ合衆国ニュー ヨーク州弁護士資格取 得 平成22年3月 エンデバー法律事務所 設立、同事務所パート ナー弁護士 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 エンデバー法律事務所 パートナー弁護士	500株	なし

- (注) 1. 候補者寺浦康子氏は、社外取締役候補者であり、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 候補者寺浦康子氏が社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、1年となります。
3. 候補者寺浦康子氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
なかのたけし 中野竹司 (昭和43年8月11日)	平成7年4月 公認会計士登録 平成18年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成22年8月 中野法律事務所設立、 同事務所長 現在に至る 平成23年6月 中野公認会計士事務所 設立、同事務所長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 中野法律事務所長 中野公認会計士事務所 長	0株	なし

- (注) 1. 候補者中野竹司氏は、補欠の社外監査役候補者であり、公認会計士・弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただきたいと考え、選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
2. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が定める額を限度としております。候補者中野竹司氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以上

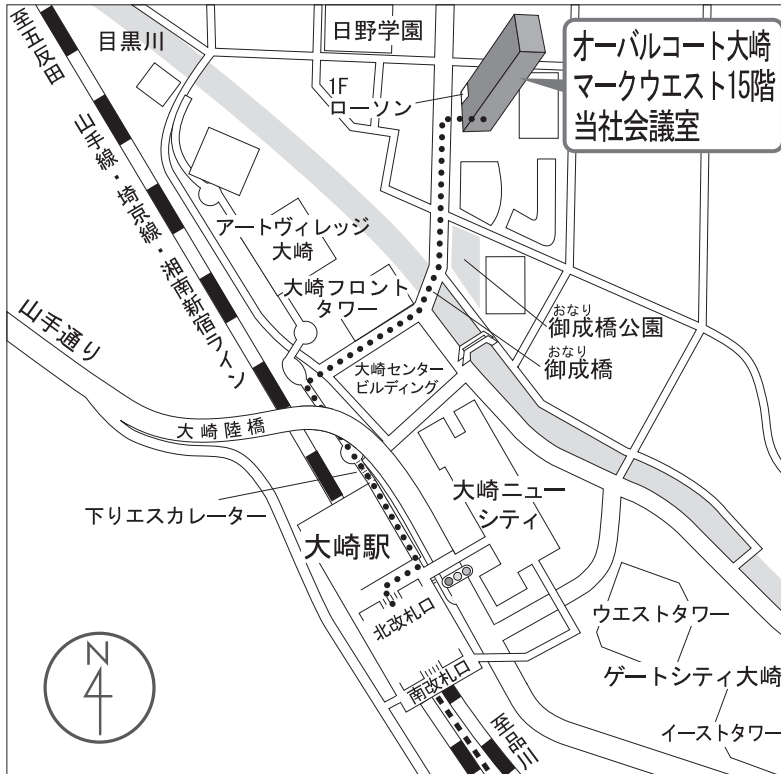
<メモ欄>

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

# 会場ご案内図

所在地 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室



\* 大崎駅北改札口下車 徒歩5分

(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線)

\* 駐車場および駐輪場はございませんので、お車・自転車等でのご来場はご遠慮ください。